

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が始まります！

制度の概要



【幼稚園、保育所、認定こども園等】

- ◆幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する**3歳から5歳までの**全てのお子さまの**利用料（保育料）が無償化**となります。
※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
※幼稚園等の1号認定のお子さまについては、満3歳から無償化となります。
※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- ◆**0歳から2歳までの**お子さまについては、**住民税非課税世帯を対象として利用料（保育料）が無償化**となります。
- ◆幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。

【幼稚園等の預かり保育】

- ◆無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- ◆幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。

【認可外保育施設等】

- ◆無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- ◆3歳から5歳までのお子さまは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さまは月額42,000円までの利用料が無償化となります。
- ◆認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となります。

【就学前の障害児の発達支援】

- ◆就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までのお子さまの利用料が無償化となります。

認定のお手続きについて



- ◆幼児教育・保育の無償化を受けるためには、申請が必要となる場合があります。
- ◆申請方法は現在利用している施設や、預かり保育の利用状況によって異なります。
※すでに幼稚園、保育所、認定こども園に在園されている場合は、無償化に伴うお手続きは必要ありません。
※ただし、幼稚園等の預かり保育の無償化を受けるためには、入園する上での認定（1号認定）とは別に、新たに「**保育の必要性の認定**」を受けるためのお手続きが必要です。

保育を必要とする事由とは・・・

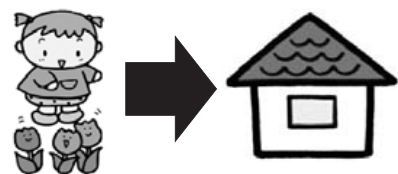
- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 月64時間以上の就労 | <input type="checkbox"/> 妊娠、出産（産前産後8週のうち必要な期間） |
| <input type="checkbox"/> 保護者の疾病・障害 | <input type="checkbox"/> 同居または長期入院等している親族の介護・看護 |
| <input type="checkbox"/> 災害復旧 | <input type="checkbox"/> 求職活動（起業準備を含む。3か月を超えない期間） |
| <input type="checkbox"/> 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） | <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがあること |

<幼稚園、保育所、認定こども園在園児>



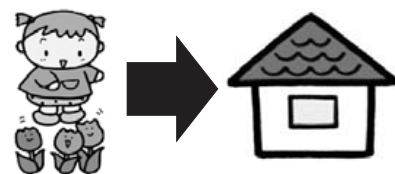
○新たなお手続きは不要

<幼稚園等の預かり保育>



町へ無償化を受ける申請が必要！

<認可外保育施設等>



町へ無償化を受ける申請が必要！

令和2年4月からの認定こども園・保育園・幼稚園利用の受付が始まります！

入園を希望する場合のお手続きについて



施設を利用する場合、お子さまの年齢や保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受ける申請が必要になります。利用申込みと支給認定を兼ねた申請書を提出してください。

- 保護者の皆さまの申請に基づいて、町が「支給認定証」を交付します。
- 申込書配布場所：こども課窓口、学校教育課窓口、町内各施設
※町ホームページの「くらし・行政サイト>子育て・教育>保育所・幼稚園・認定こども園>入所申込関連のページ」でも利用案内、申請書をダウンロードできます。
- 受付期間・受付場所

希望施設	認定区分	受付期間	受付場所
幼稚園	1号認定 (教育認定)	令和元年10月1日(火)～10月31日(木)	第一に希望する施設
認定こども園	2・3号認定 (保育認定)	令和元年11月1日(金)～11月29日(金)	茨城町 (私立)こども課 (公立)学校教育課
保育園			

※支給認定区分とは
1号・・・お子さまが満3歳以上で、認定こども園・幼稚園での教育を希望する場合
2号・・・お子さまが満3歳以上で、保護者が就労・疾病等の保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する場合
3号・・・お子さまが満3歳未満で、保護者が就労・疾病等の保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する場合

※**町外の施設利用を希望する場合**・・・事前に希望施設のある自治体に受付日程を確認の上、こども課にご連絡ください。

茨城町の教育・保育施設



○入園にあたっては、必要に応じて事前に複数の施設の見学や説明等を受けておくことをお勧めします。

(説明会や見学については各施設にお問い合わせください)

○施設によって受け入れできる年齢が異なりますので、各施設または下記の問合せ先までお問い合わせください。

	施設名	住所	連絡先
認定こども園	飯沼こども園	茨城町上飯沼1276-1	☎ 029-292-6868
	さくらこども園	茨城町小幡2162-3	☎ 029-219-0007
	いばらき中央認定こども園	茨城町小堤990	☎ 029-292-1207
	いばらき幼稚園	茨城町小堤970-8	☎ 029-292-0162
	まさみ幼稚園	茨城町中石崎852	☎ 029-293-7111
	長岡幼稚園(公立)	茨城町長岡3168	☎ 029-292-4019
	沼前幼稚園(公立)	茨城町宮ヶ崎1443	☎ 029-293-9209
幼稚園	大戸幼稚園(公立)	茨城町大戸1893	☎ 029-292-8358
保育園	ふじ保育園	茨城町長岡3480-34	☎ 029-292-6655
	ひぬま保育園	茨城町長岡3652-22	☎ 029-292-2084
	ウイステリアナーサリースクール	茨城町桜の郷231-8	☎ 029-303-6311
小規模保育	キッズルームiinuma	茨城町上飯沼1277-1	☎ 029-292-6868
	ぴっぴいばらき	茨城町奥谷107-1	☎ 029-297-7222

令和2年4月一斉入所の詳細は、広報いばらき8月15日号に掲載しています。

【問合せ先】 私立：こども課（茨城町役場1階2番窓口） ☎ 029-240-7144（直通）
公立：学校教育課（茨城町駒場庁舎1階） ☎ 029-240-7121（直通）